

子育て応援団

取扱科目	定期積金	
商品名	子育て応援団	
販売期間	平成20年7月1日（火）～ ※ 金利情勢等の変化により、募集を終了させていただくことがございますのでご了承下さい。	
販売対象	個人のお客様で22歳未満のお子様（扶養家族）がみえる方。 但し、お申し込み口数につきましては、22歳未満のお子様の人数を限度とさせていただきます。 また、ご夫婦の場合いずれか1名様に限らせていただきます。	
期間	2年以上7年以内	
預入方法	預入方法	契約期間に応じて毎月定められた日に掛金を払い込みいただきます。
	預入契約額	30万円以上500万円以内
	預入金額	5,000円以上
	預入単位	1,000円単位
払戻方法	満期日以降に一括してお支払いします。	
給付補填金	適用金利	固定金利 22歳未満のお様が1人～2人の場合 … 年利回り0.1% 22歳未満のお様が3人以上の場合 … 年利回り0.2% ※ 金利情勢等の変化により、適用金利を変更させていただくことがございますのでご了承下さい。
	利払方法	満期日以降に一括してお支払いします。
	計算方法	付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。
	税金	利息に対し20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。
	金利情報の入手方法	窓口へお問い合わせ下さい。
手数料	必要ございません。	
付加できる特約事項	普通預金等からの自動振替による払い込みができます。	
中途解約時の取り扱い	満期日前に解約する場合は、次の①、②、③の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払い致します。 ① 初回払込日から解約日までの期間が12ヶ月未満の場合 解約日の普通預金利率 ② 初回払込日から解約日までの期間が12ヶ月以上36ヶ月未満の場合 約定年利回り×60%（小数点第3位以下は切捨てます。） ③ 初回払込日から解約日までの期間が36か月以上の場合 約定年利回り×65%（小数点第3位以下は切捨てます。） 但し、解約日の普通預金利率を下限とします。	

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>○ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。</p> <p>【窓口：益田信用組合 業務推進部】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後3時 電話：0576-25-2009</p> <p>なお、苦情等対応手続については、店頭に掲示しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.masushin.jp</p> <p>○ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務推進部またはしんくみ相談所にお申し出ください。 また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【窓口：一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>本商品は預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。</p> <p>マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）はご利用いただけません。</p> <p>払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。詳細につきましては、定期積金規定をご覧ください。</p>

(2019年11月1日現在適用中)